

第2章 体育・保健体育科

1 体育（小学校）・保健体育科（中学校）の「授業づくり指針」について

(1) 児童生徒の現状における課題と学習内容の改善

中央教育審議会の答申（平成20年1月）では、体育科・保健体育科の学習内容を改善するに当たって、次のような課題を挙げています。

- ・運動する子どもとそうでない子どもの二極化
- ・子どもの体力の低下傾向が依然深刻
- ・運動への関心や自ら運動する意欲、各種の運動の楽しさや喜び、その基礎となる運動の技能や知識など、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成が十分に図られていない例も見られること
- ・学習体験のないまま領域を選択しているのではないか、等

さらに、文部科学省は新しい学習指導要領解説 体育編・保健体育編の中で体育科の改訂についての基本方針を次のように述べています。

（体育・保健体育について）

体を動かすことが、身体能力を身に付けるとともに、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現などを通じてコミュニケーションの能力を育成することや、筋道を立てて練習や作戦を考え、改善の方法などを互いに話し合う活動などを通じて論理的な思考力をはぐくむことに資することを踏まえ、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるように、発達のまとまりを考慮し、指導内容を整理し体系化を図る。

（武道について）

我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善する。

体育・保健体育科については、身体能力を身に付けていくことの他にも、情緒面や知的な発達、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成にも役立つことが期待されています。このように改善の方向性や体育科への期待を受けて、運動領域（分野）、保健領域（分野）の指導内容が改善され、これからの体育・保健体育科で大切にしたい内容がより鮮明になりました。

(2) 体育・保健体育科の学習で大切にしたいこと

児童生徒に「体育・保健体育科の学習で、運動に対してどんな思いを持っていますか」と問いかけると、「それぞれの運動がもっと上手にできるようになりたい」という回答が返ってきます。また、教師への「体育・保健体育科の指導で大切にしたいことは何ですか」という問いに対しては、「児童生徒の上手になりたいという思いを支えてあげたい」という回答が返ってきます。

静岡県の授業づくり指針では、運動の特性や魅力を踏まえ、前述のような児童生徒の「上手になりたい」「もっと学びたい」という主体的な思いや願いの実現を

目指した授業づくりを大切にしています。

(3) 体育・保健体育科の学習を通して「生きる力」を育む

「生きる力」は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の三点の調和を重視しています。「静岡県の授業づくり指針」も、この「生きる力」を育むことを目指します。そのために、以下の事項を踏まえることが求められています。(小学校学習指導要領解説 体育編)

- 1 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- 2 思考力・判断力・表現力等の育成
- 3 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- 4 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- 5 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

2 新学習指導要領での体育科・保健体育科の目標について

体育・保健体育科の授業では、児童生徒が何を学習するのか、そのために教師はどのように指導するのかを明確にしておかなければなりません。それには、新しい小・中・高等学校の学習指導要領（平成 20 年，21 年）の体育・保健体育科の目標を正確に捉えておくことが必須です。新学習指導要領では、次のように目標が示されています。

校種別	体育科・保健体育科の目標
小学校	心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して <u>生涯にわたって</u> 運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。
中学校	心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、 <u>生涯にわたって</u> 運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。
高等学校	心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、 <u>生涯にわたって</u> 豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

※今回の改訂では、小学校、中学校、高等学校の体育・保健体育科の目標に、生涯にわたってという言葉が加わりました。

3 静岡県における体育・保健体育の方向性について

平成 23 年 3 月に静岡県教育委員会は、静岡県教育振興基本計画『『有徳の人』づくりアクションプラン』を策定しました。これからの社会を支える人づくりにあっては、身に付けた知識や技術を、人のため、社会のために役立てようとする「こころ」を育むこと、他者のために汗をかくことをいとわない人づくりが肝要であると考え、『有徳の人』の育成』を基本目標としました。この目標実現に向けて学校教育の充実を図るために、様々な施策を体系的に打ち出しています。

学校体育指導必携(平成 19 年 3 月)では、本県の学校体育の課題と基本方針として、学習指導要領の趣旨を踏まえ、長期展望に立った学校体育における 5 つの重点目標を以下のように掲げています。

(1) 生涯スポーツにつながる体育、保健学習

個に応じた学習課題を把握し、運動が好きで、体を動かすことが好きな児童生徒を育成する。保健学習では、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の基礎を培い、心の健康、食生活をはじめとする生活習慣の乱れ、生活習慣病、薬物乱用、性の逸脱行動等の問題について対応できるよう主体的に学んでいけるようする。

(2) 教員の資質の向上

指導者の資質向上を図るために「スポーツエキスパート活用事業」として指導者養成事業や外部指導者の派遣事業などを実施する。

(3) 体育活動の日常化と体力の向上

平成 16 年度から運動習慣の形成期にあたる小学生を対象に、「体力アップコンテスト しずおか」を実施し、日頃から運動する習慣や好ましい人間関係を育成する。

(4) 個性、能力を伸ばす運動部活動

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現していくための基礎を培える運営、組織、練習法等を工夫した望ましい運動部活動が求められている。

(5) 体育施設・設備及び用具の整備と安全管理・指導

現有の体育施設・設備及び用具のより有効的な活用が求められているが、特に施設・設備及び用具の安全点検は、学校保健安全法により必ず実施しなければならない。

4 静岡県の授業づくり指針の活用の仕方について

「静岡県の授業づくり指針」は、学習内容の系統性や発展的な学習を生かした内容を示すことで、各学校の指導計画や具体的な授業案づくり、さらに、学校独自の指導方針の作成実施における参考資料となるよう作成したものであり、現場の指導内容・指導方法のマニュアルではありません。

授業づくり指針は、次のような方針で構成されています。

- ・新学習指導要領を具体化し、各学校における授業力向上を支援する基盤となるもの
- ・小学校から中学校の 9 年間で身に付けさせたい内容を明確にすること

以上を中心に、さらに次の4つの内容で構成されています。

内容	ねらい
1 特にこれだけは確実に身に付けさせたい内容	学習指導要領に準拠し、児童生徒に確実に習得させたい内容を示す。教具の工夫を例示した。
2 知識・技能の確実な定着を図るための内容	知的好奇心や探究心を高める。習得した知識・技能を活用する例を示した。
3 「静岡県ならではの」を生かした内容	学習内容を2学年ごとにまとめ、学習内容の指導ポイントを吹き出しにして、より分かりやすく平易な言葉で明記した。また、県内の児童生徒の体力は、全国値と比較して柔軟性（長座体前屈）、投力（ソフトボール投げ）が低いため、学習内容の中でこれらの向上をねらった内容に★印を付けた。
4 小・中・(高)の指導内容を体系的・系統的に捉えた内容	小1から中3までの指導内容を見通し、系統性を持たせ、確実に身に付けさせたい学習内容を図示した。

ここから、本書の活用方法を簡明に示します。本書は、次のような内容構成になっています。

1 学習内容の系統

「発達の段階のまとめ」と「運動領域及び内容の系統」

- ・各種の運動の基礎を培う時期（小1・小2と小3・小4）
- ・多くの領域の学習を経験する時期（小5・小6と中1・中2）
- ・卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期
（中3・高校入学年次と高2・高3）

2 各運動領域の特性と魅力

それぞれの運動系の特性と魅力を簡潔に記載

3 指導上の配慮事項

児童生徒の興味関心を高める配慮やねらいを明示

4 指導について

より具体的な内容を以下のように記載

○学年ごとのねらい

○身に付けさせたい内容：技能（運動）、態度、知識、思考・判断

○学習活動例と指導例

※「静岡県ならではの」については、柔軟性と投力アップにつながる活動例を、★印で紹介

5 巻末に資料1「体育科・保健体育科の学習指導要領の系統」、資料2「保健の学習指導要領の系統表」を掲載

<参考文献>

- 伊藤宏・豊田博幸（2003）児童の学び方と教師側の教え方. 東海保健体育科学 25(2):1-3.

体育・保健体育科「静岡県の授業づくり指針」の一覧表

目次	内 容				
第1章	「静岡県の授業づくり指針」の活用にあたって				
第2章 体育・保健体育科	1 体育(小学校)・保健体育(中学校)の「授業づくり指針」について 2 新学習指導要領での体育科・保健体育科の目標について 3 静岡県における体育・保健体育の方向性について 4 静岡県の授業づくり指針の活用の仕方について				
小学校・中学校における学習	小1・小2	小3・小4	小5・小6	中1・中2	中3・高1
(1) ページの見方	各領域の構成についての説明(内容の1~3・4について)				
(2) 体づくり運動	体ほぐしの運動	体ほぐしの運動	体ほぐしの運動	体ほぐしの運動	体ほぐしの運動
	多様な動きをつくる運動遊び	多様な動きをつくる運動	体力を高める運動	体力を高める運動	体力を高める運動
(3) 器械運動系	固定施設を使った運動遊び			平均台運動	平均台運動
	マットを使った運動遊び	マット運動	マット運動	マット運動	マット運動
	鉄棒を使った運動遊び	鉄棒運動	鉄棒運動	鉄棒運動	鉄棒運動
	跳び箱を使った運動遊び	跳び箱運動	跳び箱運動	跳び箱運動	跳び箱運動
(4) 陸上運動系	走の運動遊び	かけっこ・リレー	短距離走・リレー	短距離走・リレー・長距離走	短距離走・リレー・長距離走
	走の運動遊び	小型ハードル走	ハードル走	ハードル走	ハードル走
	跳の運動遊び	幅跳び	走り幅跳び	走り幅跳び	走り幅跳び
	跳の運動遊び	高跳び	走り高跳び	走り高跳び	走り高跳び
(5) 水泳系	水に慣れる遊び・浮くもぐる遊び	浮く運動・泳ぐ運動	水泳	水泳	水泳
(6) ボール運動系	ボールゲーム・鬼遊び	ゴール型ゲーム	ゴール型	ゴール型	ゴール型
	ボールゲーム	ネット型ゲーム	ネット型	ネット型	ネット型
	ボールゲーム	ベースボール型ゲーム	ベースボール型	ベースボール型	ベースボール型
(7) 表現運動系	表現遊び	表現	表現	創作ダンス	創作ダンス
	リズム遊び	リズムダンス		現代的なリズムのダンス	現代的なリズムのダンス
	リズム遊び		フォークダンス	フォークダンス	
(8) 武道				柔道	柔道
				剣道	剣道
				相撲	相撲
(9) 体育理論				運動やスポーツが多様であること 運動やスポーツの意義や効果など	文化としてのスポーツの意義
(10) 保健		毎日の生活と健康	心の健康・けがの防止	心身の機能の発達と心の健康	健康な生活と疾病の予防
		育ちゆく体とわたし	病気の予防	健康と環境・傷害の防止	
4 体系的・系統的資料	運動領域・運動分野・科目体育の体系的資料				
	保健領域・保健分野・科目保健の体系的資料				

5 小学校体育科, 中学校保健体育科の目標と各学年の目標

小学校

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

小学校1, 2年	小学校3, 4年	小学校5, 6年
(1) 簡単なきまりや活動を工夫して各種の運動を楽しくできるようにするとともに、その基本的な動きを身に付け、体力を養う。	(1) 活動を工夫して各種の運動を楽しくできるようにするとともに、その基本的な動きや技能を身に付け、体力を養う。	(1) 活動を工夫して各種の運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、その特性に応じた基本的な技能を身に付け、体力を高める。
(2) だれとでも仲よくし、健康・安全に留意して意欲的に運動をする態度を育てる。	(2) 協力、公正などの態度を育てるとともに、健康・安全に留意し、最後まで努力して運動をする態度を育てる。	(2) 協力、公正などの態度を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。
	(3) 健康な生活及び体の発育・発達について理解できるようにし、身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。	(3) 心の健康、けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

中学校

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

中学校1, 2年	中学校3年
運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、知識や技能を身に付け、運動を豊かに実践することができるようにする。 運動を適切に行うことによって、体力を高め、心身の調和的発達を図る。	運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、知識や技能を高め、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにする。 運動を適切に行うことによって、自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て、心身の調和的発達を図る。
運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たすなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。	運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画するなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保し生涯にわたって運動に親しむ態度を育てる。
個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。	